

# 大垣警察市民監視違憲訴訟に至る経緯

2005年頃から、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、シーテック社（中部電力子会社）によって巨大な風力発電施設計画が進められていました。当初計画では、高さ130m、羽根の長さ50m（直径100m）の風車を16基つくる予定でした。地元住民はこの計画に基づく立入調査の打診があった時、自然豊かな故郷の環境は？道路拡張による土砂崩れの危険は？全国で問題になっている低周波による健康被害は？などの不安を感じ、地元で勉強会を行いました。※



※シーテック社は、現在、この風力発電事業の拠点である大垣駐在所を引き払い、事業は中断しています。

## 発覚！

2014年7月24日朝日新聞スクープ



大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2名と脱原発活動や平和運動をしていた大垣市民2人の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者に提供していたことが発覚しました。

2015年、証拠保全手続により、シーテック社が作成していた意見交換記録「議事録」を入手し、大垣警察署が住民運動・市民運動を敵視し、事業者に「運動つぶし指南」を行っている様が赤裸々に記載されています。（「議事録」参照）

## 国家賠償請求「違憲訴訟」へ

この問題は「大垣警察署員がたまたまやりすぎた」ということではありません。警察法2条2項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等、その権利を濫用することがあってはならない」とあります。しかし今、警察庁を頂点とする警察全体が、これを無視し、暴走しています（例えば、沖縄の基地問題での警察の対応）。このような暴走を止めるべく、私たちは、2016年12月、岐阜県を相手取って訴訟を提起しました。

## 共謀罪反対の闘いととともに

提訴後間もない2017年初め、政府は国会に「共謀罪」法案を出しました。大垣警察市民監視事件は、まさに「共謀罪」の先取りとして、全国に知られるようになりました。私たちも共謀罪反対の運動に積極的に関わりました。今後も共謀罪の廃止を求める多くの人々とともに運動を進めていきます。



## 警察の姿勢は・・・

事件発覚後当事者たちは、国家賠償請求訴訟を視野に入れつつ、岐阜県個人情報保護条例に基づく本人開示請求、岐阜県警や岐阜県公安委員会への抗議・要求書の提出、警察法 79 条に基づく苦情申出、地方公務員法違反の刑事告発を行いました。当初何も回答してこなかった岐阜県警・県公安委員会は、2014 年 11 月になって突然「通常の警察業務の一環だ」と回答してきました。

翌 2015 年の国会参議院内閣委員会でこの事件が取り上げられた際、警察庁警備局長は、一般論としながらも「管内における…各種事業…風力発電事業…とか道路工事の事業とか様々な事業…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有し…必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だということでございます。」と答弁しました。

住民・市民の情報を収集し、事業者にその個人情報を提供することが、治安維持の観点から必要なのだ、通常の警察業務なのだと居丈高に開き直ったのです。

2016 年秋、名古屋市白龍町で高層マンション建設反対運動を巡り、建設業者と結託して、住民側のリーダーを、ありもしない「暴行・傷害」容疑で逮捕・勾留し、起訴するという事件が起きました（2018 年 2 月 27 日に無罪確定）。「もの言う」市民・住民への警察による干渉・介入（さらに弾圧）が現実化しているのです。

## ・・・・・・・・追加提訴、新たな段階へ

2018年1月29日、原告4名は、「岐阜県警と警察庁が保有する個人情報を抹消せよ」と新たに請求を追加し、被告に「国」を加えました。この事件は「自治体警察（いわゆる刑事警察）」が犯罪捜査で行ったものではなく、国家警察（公安警察）が法的根拠もなく、目をつけた特定の人たちを監視し、情報を収集、集積したうえ、警察の人物評価を加えて、ゆがめて企業に提供したものです。証拠保全で出てきた情報（「議事録」）は原告4名に関わる個人情報、という面からだけみても、氷山の一角にすぎません。「目をつけられた」多くの市民の個人情報が大量に収集され、公安警察の組織上、その情報は警察庁に集積しているはずです。

現在は、公安警察は、法的根拠も不明なまま市民の情報を収集・集積しており、その保有・管理・利用には何の統制もかけられていません。この状態を放置して良いはずがありません。

## 「もの言う」自由を手放さない・・・・・・・・

知らないうちに、どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない、それが何の法的な根拠もなく、警察の恣意的判断で行われているようでは、私たち市民は安心して「ものを言う」ことはできません。共謀罪が成立した今だからこそ、「『もの言う』自由を守る」ことが、戦争する国づくりや個人の基本的な人権を制限するような社会への傾斜を食い止めることにつながります。

大垣警察市民監視事件は、全国の皆さんにとってもけっして他人事ではありません。そして、警察という巨大な権力に立ち向かうこの裁判には、全国の皆さんのご支援を頂き、皆さんとともに全力で取り組まなければ勝利はありません。この裁判を闘うことが憲法を生かし、守るための運動となると確信しています。

どうぞ注目して下さい、広げて下さい、お力をお寄せ下さい。

